

旧優生保護法訴訟判決に対する声明

2019年 5月28日
大阪優生保護法被害弁護団

本日の仙台地方裁判所判決は、優生手術の被害者のリプロダクティブ権の侵害を認め、かつ、立法府が優生手術の被害に対する救済立法の立法義務を負っていたと認めたにもかかわらず、当該救済立法の内容が一義的に明らかでないことを理由として、国会の立法に関する裁量を広く認め、立法不作為に基づく請求を棄却した。しかし、救済立法の内容としては、少なくとも、「優生手術の被害者が実際に救済措置にアクセスすることができるよう、積極的に分かりやすい情報提供・広報を行う」という内容を、必要不可欠の内容として含んでいなければならないことが明らかであった。そのため、同判決の判示とは異なり、救済立法の内容の根幹は、明確であったというべきである。

また、内閣総理大臣・厚生労働大臣は、救済立法だけでなく、優生手術の被害者の救済のための予算案を内閣に提案・付議し、内閣として国会に提案する義務を負っていた。仮に救済立法の内容決定に、一定の裁量の幅がありうるとしても、予算案については、裁量の余地は非常に乏しいというべきであるから、少なくとも、被害者救済のための予算案について、内閣に提案・付議せず、内閣として国会にも提出しなかった内閣総理大臣・厚生労働大臣の不作為は、国家賠償法上違法の評価を受けるべきである。

なお、本判決では、「これらの事情の下においては、本件優生手術を受けた者が、本件優生手術の時から20年経過する前にリプロダクティブ権侵害に基づく損害賠償請求権を行使することは現実的には困難であった」としている。大阪の訴訟では、障害があるために救済法に対するアクセス権が著しく阻害されている被害者に対して、何らの施策を行ってこなかった内閣総理大臣・厚生労働大臣の不作為の責任も追及している。

本日の判決の結論は極めて不当であるといえるが、大阪弁護団としては、引き続き国の責任について主張していく所存である。「元の身体に戻してほしい」との原告らの無念の思いが届くよう、弁護団としては、今後も全力をあげて訴訟に取り組み、正当な判決を勝ち取ることを表明する。